

平成16年12月20日
知的財産委員会
平成21年8月6日
利益相反委員会
平成24年8月8日
利益相反委員会

報告義務の対象となる特定の金銭的利益及び利益相反委員会の構成について

1. 報告義務の対象となる特定の金銭的利益について

利益相反ポリシー6. (2) 「金銭的情報に関する報告義務」に規定する特定の金銭的利益とは、以下の(1)及び(2)の二つの条件にともに該当するものをいう。

(1) 金銭的利益を得た対象の企業等が次のいずれかに該当すること。

ア 筑波大学の研究成果の移転を受けたことがある。

イ 筑波大学と共同研究、受託研究、技術指導、奨学寄附金などにおいて契約関係がある。

ウ 筑波大学に対して、製品又はサービスを提供する関係にある。

(2) 上記(1)の企業等と次のいずれかの関係にあること。

ア 上記(1)の企業等から得た兼業の金銭的利益又は研究成果の実施料若しくは売却の金銭的利益の合計が年額100万円以上である(国立大学法人筑波大学職務発明規程(平成16年法人規程第6号)に基づき本学により配分される実施補償金を除く。)

イ 上記(1)の企業等の株式等(株式が未公開か公開かを問わない。ただし、公開株式にあっては、発行済み株式総数の5%以上に相当する場合に限る。新株予約権、合同・合名・合資会社を包含する持分会社の持分等を含む。なお、当該年度前に取得した株式等を含む。)を保有している。

2. 利益相反委員会の構成

利益相反ポリシー6. (5) アに規定する利益相反委員会の構成については、以下のとおりとする。

- 委員長 産学連携本部の本部長
- 副委員長 人事を担当する副学長
- 委員 1) 産学連携本部の本部長代理

- 2) 産学連携本部の副本部長
- 3) 各系及び附属病院から推薦される教員（各1名）
- 4) 利益相反アドバイザー
- 5) 産学連携本部の利益相反ユニットの長
- 6) 産学連携本部の知的財産管理ユニットの長
- 7) 総務部長
- 8) 病院総務部長
- 9) その他学長が指名する者 若干人